

ひとりでも、グループでも、
環境にやさしい農業に取り組んで



いばらきみどり認定

を受けましょう！

みどりの食料システム法とは

みどりの食料システム法は、食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立を目指す「**みどりの食料システム戦略**」の実現に向けた**法制度**で令和4年に制定・施行されました。

いばらきみどり認定とは

みどりの食料システム法および同法に基づく茨城県の基本計画※に基づき、**県内で環境負荷低減に取り組む5年間の事業計画を作成し、知事の認定を受けることによりさまざまなメリットを活用することができる制度**です。

※茨城県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本計画

➤環境負荷低減の取組例

- ・土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減
- ・燃油使用低減や水稻中干し期間延長等、温室効果ガスの排出削減
- ・農業用プラスチックの排出削減
- ・バイオ炭の農地施用 など

➤認定の流れ



国では、**環境保全型農業直接支払交付金等**について、令和9年度を目標に、**みどり認定を受けた農業者**による先進的な営農活動を支援する仕組みに移行することを検討しています。最新情報は県HPをご確認ください。

認定を受けるメリットは裏面👉

○申請を希望される方は、まずは下記の連絡先までご相談ください。

取組の内容によって連絡先が異なります。

- 耕種・最寄りの農業改良普及センターまで
- 畜産・最寄りの農林事務所畜産振興課まで
- 林業・最寄りの農林事務所林業振興課まで
- 漁業・本庁漁政課企画調整Gまで

各普及センターや農林事務所等の連絡先、制度に関する最新情報は県HPをご確認ください。



県HPはこちら

認定を受けるメリット

令和10年3月31日まで！

メリット① みどり投資促進税制で、設備投資の際の所得税・法人税が優遇されます！

- 認定を受けた計画に従って化学肥料・化学農薬の使用低減に必要となる設備を導入した場合、通常の減価償却額に次の金額を上乗せして償却できます。
(機械など:取得価額×32%、建物など:取得価額×16%)

< 税制特例の対象機械 >



税制対象機械の一覧はこちら



水田用除草機



堆肥散布機

特別償却のイメージ

700万円の機械(耐用年数7年)を導入した場合



- 計画認定前に機械等を取得してしまうと税制の適用を受けられません。機械導入のタイミングに注意しましょう。

メリット② 国や県のさまざまな補助金の採択で優遇されます！

- 計画認定を受けると、各種補助事業で採択審査のポイントが加算されるなどのメリットがあります。

対象の国補事業:みどりの食料システム戦略推進交付金、強い農業づくり総合支援交付金、畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)、地域農業構造転換支援事業 等

メリット③ 日本政策金融公庫の農業改良資金の貸付資格を獲得できます！

- 農業改良資金は、農業改良措置を実施するために必要な資金を、無利子で借りられる融資制度です。
- 資金の活用事例
農業生産用施設・機械等の改良・造成・取得など

※融資審査の結果により、ご希望に添えない場合があります。



メリット④ 農業近代化資金の利子補給が延長されます！

- 一定の条件を満たす場合、JAバンク茨城による農業近代化資金への利子補給(当初5年間)が2年間延長されます。

※メリットを活用する場合、申請様式が追加で必要になることがあります。

茨城県だけ！

詳細はこちら→
(JAバンク茨城県信連HP)



(令和8年5月)